

# 大店法の廃止と大店立地法の制定 (Ⅱ)

加藤 義 忠

## (2) 中間答申の評価

以上が中間答申の要旨を紹介したものであるが、これにたいして下記のように多様な評価がなされた。

### a 中間答申にたいする評価

この中間答申にたいして、大規模小売商の側は若干の懸念を示しつつも、基本的には賛意を表明する。山中鎖日本百貨店協会会長代行（東武百貨店社長）は、「大店法は消費者利益、国際的な視点から見ても時代遅れであると感じていた。商業は地域社会の問題で地元で調整をゆだねることは結構だが、せっかくの見直しが規制強化にならないよう明確なナショナルスタンダードを作り、公正で透明度の高い運用を求めたい」<sup>81)</sup>といわれる。後藤茂日本フランチャイズチェーン協会会長（ファミリーマート社長）も、ほぼ同様のことを述べられる。「大店法に代わる新しいルールが必要なのは明白だ。事実上の出店規制につながらず、かつ環境、地域住民に配慮した出店ができるよう実効性のあるものにしてほしい」<sup>82)</sup>。岡田卓也日本ショッピングセンター協会会長（ジャスコ会長）は、「新法で環境対策が重視されるようになるが、もともと交通渋滞が予想されるところに出店していないし、ごみ対策もやってきた。今後、その完成度を高めるだけだ」<sup>83)</sup>と、新法対策への自信のほどを披瀝される。中内功ダイエー社長であるが、「どうしてこ

---

81) 82) 83) 84) 『日経流通新聞』1997年12月27日付。

んな答申が出たのか理解しがたい。大店法廃止で経済規制は原則自由となるべきところ、思わぬ逆方向になってしまった。市町村の意見を反映させる方式は、もともと市民社会のない日本ではなじまないやり方だ<sup>84)</sup>ととりあえずは懸念を前面にだされ、否定的ともとれる評価をされる。鈴木敏文イトーヨーカ堂社長も同じような懸念を指摘される。「懸念しているのは環境問題を盾に、実際には地域エゴみみたいなものが今以上に働き、逆に出店規制の強化につながるのではないか、ということです。きちっとした基準、ルールづくりが求められます<sup>85)</sup>。しかし、既述のごとく両氏とも大店法の段階的廃止を強く求められていたわけだから、本音は大店法廃止歓迎にあるとみなければなるまい。

なお、日本経済新聞社も答申と基本的に同じ立場から、すでに次のように主張している。大店法は「産業政策としては『中小小売業の事業機会確保』という役割を果たせなかったばかりか、大型店の自由な事業展開を阻害したことで、『小売業の正常な発展』も凶れなかった。交通・環境問題への対策、街づくりといった地域で浮上している社会政策上の問題についての解決能力もない<sup>86)</sup>。

他方、中間答申にたいして稲葉興作日本商工会議所会頭は、「答申には反対である。今後、法案作成、国会審議の段階で疑問点、問題点を明らかにしていき、街づくり、地域商業の振興に真に役立つスキームとするため、各方面への働きかけを強めたい<sup>87)</sup>と否定的な評価をしたうえで、新法制定がさげられない情勢とみて、新法を街づくりや地域商業の振興に役立

---

85) 同上紙、1998年1月1日付。

86) 同上紙、1997年4月17日付。ちなみに、同社編集委員の矢作弘氏は下記のように自己の考え方を述べられている。「大店法の手直しでは、商業調整と地域経済調整の極端から、早晚、行き詰まりは避けられないだろうと思われる。……大店法とは違った体系のルールが必要になる。その際、都市計画法のマスタープランについて検討すべきではないだろうか」（『都市はよみがえるか』岩波書店、1997年12月、6—7ページ）。

87) 同上紙、1997年12月27日付。

つものにするため、その作成過程において努力するとされる。

b 中間答申にたいする疑義

中間答申での大店立地法制定にかかわる論立てについて、社会的規制の必要性や中小小売商の社会的・経済的な重要性、大型店の出店調整主体の国から自治体への形式的にしろ全面委譲をいちおう提案した点に一定の前進面を有するものの<sup>88)</sup>、次のような本質的な点において疑義を感じる。

第1に、既述のように中間答申では、大型店の出店調整を改正都市計画法と大店立地法のいわば2段構えでおこなおうとする考えにたつて<sup>89)</sup>、大店立地法制定が提案されている。この提案がなされたことは、その背景として規制緩和を重ねた結果、経済政策的にみて大店法にはもはや制定当時ある程度存在した中小小売商保護効果<sup>90)</sup>あるいは先行大型店の既得権益効果といったいわば副産物的な効果やこれが一定の参入障壁になって大型店相互の競争を管理する効果<sup>91)</sup>があまり期待できなくなり、実質的に大店立地法制定の下地が醸成されていることを意味する。しかし、現行の大店法の第1条で、その主たる目的として「大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業機会を適正に

88) 本間重紀，前掲書，66—67ページ。

89) 日本共産党の吉井英勝議員が1998年4月3日の衆議院予算委員会で、大店立地法によって大型店の出店が規制できるのかと政府を追及したさいに、通産省の岩田満泰商務流通審議官はこの点について次のように答弁する。大店立地法は「基本的に、立地の適否を判断しようとすることを目的とする法律ではない」（『しんぶん赤旗』1998年4月8日付）。大型店の立地規制については、都市計画法の改定で対応する。すなわち、大店立地法は大型店舗の出店ないし立地によって生じる交通問題や環境問題等を規制することはできても、立地それ自体の適否を規制する法律ではなく、その機能は改正都市計画法がなうというのである。

90) 西岡俊哲阪南大学教授は、もともと大店法にはレーゾンデートルの根拠がなかったから、大店法は早急に廃止される運命にあったといわれる（『大店法廃止と流通政策』関西大学『商学論集』第43巻第2号，1998年6月，32ページ）。

91) 鈴木安昭「大規模小売店舗法から街づくり3法へ」『流通とシステム』第97号，1998年9月，8ページ。

確保し、小売業の正常な発展を図ることが規定され、配慮要因として「消費者の利益の保護」が唱われ、しかも結果として「国民経済の健全な進展に資すること」が盛り込まれているわけだから、拡大して解釈すれば環境問題や交通問題や都市計画等にかからめて調整できなくもない。「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整のための審査要領について」において、大規模小売店舗審議会の審査の過程で街づくりの観点から市町村によって意見表明ができるよう、実際の運用面で配慮することと書かれている点から判断して、拡大解釈もあながち不可能ではないように思われる<sup>92)</sup>。だが、現行大店法ではこれらのことが明文として盛り込まれていないから、環境問題や交通問題や都市計画などへの対処といった視点から大型店を規制するために、新法としての大店立地法の制定と都市計画法の改正が提唱されることになったのであろう。もちろん、「環境問題規制と需給調整は二者択一ではない」<sup>93)</sup>し、対立的な問題でもないので、現行大店法に明文として環境問題や交通問題や都市計画への配慮等を追記することも可能なわけだが、それをしなかったのは、主目的として規定された中小小売商の事業機会の適正確保の文言をなんとしても削除したかったからであろうと思われる。しかも、この文言の削除のためなら、大店法を廃止するだけですからことなのだが、これに代わって昨今大きく取り上げられている環境問題等に配慮して出店調整しようとする大店立地法の制定を提唱しているのは、大店法廃止にともなう大型店と中小小売商とのあつれきをできるかぎりやわらげ、あるいは「摩擦を回避し、ソフト・ランディングすることを狙った」<sup>94)</sup>からであろう。ともあれ、現行大店法ではかなり形骸化され効果が薄

---

92) 通商産業省産業政策局流通産業課編『大規模小売店舗法の解説』通商産業調査会、1997年11月、179—180ページ、通商産業省産業政策局・中小企業庁編『21世紀に向けた流通ビジョン』通商産業調査会出版部、1995年6月、119ページ。

93) 岩下弘「商業調整政策の変遷と立地法」『生活協同組合研究』1998年9月号、12ページ。

94) 同上論文、14ページ。

れてきたとはいえ、まだ少しは効果が期待できる中小小売商の保護といったスタンス<sup>95)</sup>が、新法の大店立地法ではすてさられ、消費者利益や地方分権といった大義名分がかかげられ、環境問題や交通問題等に一定の配慮をしなければならないものの、大規模小売商の出店は基本的に自由化され、主として大規模小売商が利益をえることとなろう<sup>96)</sup>。この点が、本答申の最大の眼目であるといつてよい。

第2に、現行大店法には商店街空洞化などへの対応能力がないので、大店法は廃止すべきであるとする論調にもなっているが、これは逆立ちした議論であろう。けだし、商店街の空洞化は基本的には大店法のあいつぐ規制緩和によって、同法の本来の効果があまり期待できなくなってきたことに起因し、しかもその規制緩和の進行によって加速されているからである<sup>97)</sup>。それだけではない。大店立地法では、大店法の場合の500平方メートル超から1000平方メートル超に規制範囲がせばめられ、大型店への規制が数量的にも緩和される。そのうえ、大店立地法の運用にあたって、「国が定める共通の手続きとルールに従って」と書かれているように、事実上自治体の運用面での独自性の発揮には歯止めがかけられているし、新法下での地方自治体の追加的な独自規制についても、「自治体が『違法な規制』を実施した場合には、政府の責任で排除する」<sup>98)</sup>とされ、チェックする姿勢が表明されているが、この点から判断して、地方自治ないし地方分権がいつそ

95) 加藤義忠・佐々木保幸・真部和義，前掲書，29ページ，三船義行『「街づくり」三法は大型店出店を規制できるか』『議会と自治体』第4号，1998年9月，27-28ページ，田中哲，前掲論文，160-162ページ，鈴木安昭，前掲論文，8ページ。

96) 本間氏は，中間答申の本質を下記のように喝破される。「この『中間答申』は，本質的には、『譲歩』を装いつつ，大型店進出をほぼ完全に放任する，いわばより巧妙な新たな手法の新たな段階の規制緩和となる危険性はきわめて高いとみるべきであろう」（本間重紀，前掲書，66ページ）。

97) 同上書，63ページ。

98) 渡辺修通産事務次官は，1997年12月25日の記者会見でこのように発言する。

う形骸化されることになるかも知れない<sup>99)</sup>。

## 4 大店立地法の特質

### (1) 大店立地法の制定過程

#### a 大店立地法案の概要

産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会流通小委員会の合同会議の審議と連動して、通産省は大店法廃止、大店立地法制定等の方針をかため、合同会議の中間答申にもとづいて新法の法案づくりに取りかかる。そして、それを1998年の通常国会に提出して成立させ、当初は1999年からの施行を目指すとしていた<sup>100)</sup>。欧米のなかでもアメリカのゾーニング制度を前提にし<sup>101)</sup>、既述の荒川区の「大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全

---

99) 『しんぶん赤旗』1997年12月31日付。なお、細野助博中央大学教授は「大店法の廃止は当然である」とし、大店立地法の制定を評価される立場から、大店立地法が市街地对郊外の対立構図をつくりだし、「新たな立地規制とならないようにしなければならぬ」と注文をつけたうえで、環境は経済的要因も含めて広くとらえるべきであると提言される。さらに、新法の審査対象面積が大店法での500平方メートル超から1000平方メートル超になっている点に疑義を示され、「大型店舗によって引き起こされる騒音や交通渋滞が審査され、単独立地のコンビニ店やロードサイドの中小店舗、商店街の同種の問題が対象にならない正当性はどこにあるのだろうか。また、1000平方メートル超という基準も説得力はない」といわれる。それにくわえて、審査主体が都道府県や政令指定都市になるとしているのを、「市町村にこそ審査の権限を持たせるべきだ」と提案され、また審査期間を最長1年とするのではなく、十分な時間と人材と資金を投入すべきものなので、新設については最長2年、増改築については半年くらいとする2段階方式にすべきであると主張される（『日本経済新聞』1998年1月20日付）。

100) 『日経流通新聞』1997年12月2日付、同年12月25日付。

101) 富山忠「米国の規制緩和がもたらした流通最終戦争」『前衛』1998年6月号、74ページ。「住民自治に基づいて街づくりをやるとういう今回のやり方は欧米の中でもより米国型である」（吉野源太郎「街づくりに競争原理導入」『日本経済新聞』1998年6月23日付）。

のための要綱」等の考え方を吸収してつくられたとされる<sup>102)</sup>新法案の大綱が、1998年2月9日に明らかになる。

それによれば、大店立地法は大店法と比して、法律の趣旨が大きくかわる<sup>103)</sup>。第1に、大店立地法では大型店が出店する周辺地域の生活環境を保持することが明記され、大店法にある中小小売業の事業機会の適正な確保という表現がなくなる。第2に、都道府県や政令指定都市が環境に配慮して出店調整をおこなう。第3に、大店法では、出店の届出が建物設置者（3条申請）と小売業者（5条申請）の2段階となっているが、新法ではこれを一本化する。第4に、届出の主たる内容は、開店日、店舗面積のほか出店地域の環境保全への取り組みなどとし、大店法の調整項目に含まれていた閉店時刻や年間休業日数の届出が不要となる。第5に、新法施行に先立ち、通産省は関係行政機関の長と協議し、大型店出店のさいに配慮すべき事項について指針（ガイドライン）を作成し、公表する。ここには、交通渋滞への対策や騒音防止策などが盛り込まれる。これは、地元自治体が大型店を過度に規制しないようにするための歯止め措置とあってよい。第6に、新法の審査対象となる店舗面積は政令で定めるとされているが、1000平方メートル超になる見通しである<sup>104)</sup>。ただし、都道府県等はこの基準面積の引き上げが適切であると認められる区域がある場合は、条例で基準面積を定めることができる<sup>105)</sup>。第7に、手続きに要する期間は1年以内（最

---

102) 『日経流通新聞』1997年12月2日付、渡辺達朗「大店立地法における出店審査のあり方」『流通とシステム』第97号、1998年9月、26ページ。

103) 同上紙、1998年2月10日付、同年2月21日付、同年2月24日付、同年2月26日付。  
 なお、政府は大店法では非営利目的のため規制対象外だった生協や農協の店舗も、新法では審査対象とする方針であると伝えられた（同上紙、1998年3月31日付）。

104) これは、1994年から実施している運用面での規制緩和措置を目安とした基準の法制化である（『しんぶん赤旗』1997年12月20日付）。

105) なお、このただし書きは、一面では地方自治の拡大と云うのが、他面岩下氏が指摘されているように、運用しだいで「環境規制の実質無機能化の危険」（岩下弘、前掲論文、14ページ）をあわせもっている。このことにも留意しなければならない。

短 8 カ月以内) とする。その審査手続きの流れは、届出から 2 カ月以内に  
出店予定地の市町村で出店内容の説明会を開催し、4 カ月以内に地元市町  
村や地元住民の意見表明がなされる。都道府県等は、こうした意見をもと  
に大型店の立地によって周辺環境に影響がでると判断すれば、出店申請の  
公示日から 8 カ月以内に意見を述べる。意見は、1 ヶ月間縦覧できる。意  
見がない場合も、その旨を出店者側に知らせる。意見がある場合、出店者  
側は出店計画を変更するか、変更しない場合はその旨を都道府県等に知ら  
せる。都道府県等はそれでも悪影響があると判断すれば、地元市町村から  
意見を聴き、必要な措置を講じるよう 2 カ月以内に勧告する。大型店が勧  
告にしたがわない場合、その経緯を公表する。第 8 に、地方自治体の独自  
の施策は、生活環境を保持するとした新法の趣旨を尊重してなされなけれ  
ばならないとされ、独自の規制が大店法下でのように行き過ぎたものと取  
り沙汰されないように制限される。第 9 に、新法の施行日は公布の日から  
2 年を超えない範囲で、政令で定める。

#### b 大店立地法案をめぐる動き

通産省は大店立地法案の大綱をとりまとめた後、それを自民党の商工部  
会など関連部会に提示したが、それが 1998 年 2 月 19 日に基本的に了承され  
る。ただし、自民党は支持母体の中小商業者に配慮して、地元の意見作成  
過程への商工会議所や商工会の参加を強く求め、法案に 2 団体の役割を明  
記することなどを通産省に要望する。他方、依然として大店法廃止に危機  
感を抱く中小商業者は、この法案に強く反発する<sup>106)</sup>。

日本共産党も既述の大店法の改正大綱をもとに同年 2 月 10 日、大店法改  
正案を国会に提出する。改正案の主たる内容は、法律の目的に良好な都市  
環境の形成と地域社会の健全な進展をくわえ、大型店の出店にさいし地域  
の環境保全に配慮するよう求めるとともに、現行の事前審査付き届出制を

---

106) 『日経流通新聞』1998 年 2 月 21 日付。



許可制とする点にある。また、大型店の撤退で商店街が衰退する場合があるので、撤退の5カ月前に通産大臣か都道府県知事に届出を求めている。それだけではなく、許可が不要な閉店時刻を午後7時、年間休業日数を48日以上とし、ともに現行大店法よりも規制を強化する。大店審の審議内容も原則公開とする<sup>107)</sup>。また、同年2月20日に大店法対策会議（全商連、全労連、全サ連）が、衆議院第2議員会館において大店法の廃止ではなく規制強化を求める全国集会を開く<sup>108)</sup>。

### c 大店立地法案の閣議決定

政府は、中小小売商などが大店法廃止に強く反対する状況下、1998年2月24日に大店立地法案を閣議決定し、これを2月10日にすでに閣議決定されていた中心市街地活性化法案とセットで、衆議院商工委員会で並行審議する方針をかためる。そして、通常国会で4月より本格審議を始め、2000年春（4月頃）の施行を目指すとしていた。なお、都市計画法改正案もすでに閣議決定されていたので、同じ通常国会に提出する扱いとされる<sup>109)</sup>。

大店立地法案の閣議決定にたいして、全国商工団体連合会（全商連）の内田武志事務局長は次のように語る。「『これ以上大型店はいらない』『大型店への規制強化を』という国民的要求をふみにじり、大店法を廃止するなど、規制をさらに緩和したものであり、とうてい容認できない<sup>110)</sup>。この新法は「全体として、円滑に大型店出店をすすめる法体系であり、賛同できない<sup>111)</sup>」。

他方、経団連は、大店法廃止は規制緩和の進展を内外に示す画期的な政策転換と評価したうえで、大店立地法にたいして地方自治体が審査すると大店法以上に厳しくなる恐れがあるので、裁量の幅を極力制限すべきであ

---

107) 『しんぶん赤旗』1998年2月11日付。

108) 『生協のなかま』1998年3月1日付。

109) 『日経流通新聞』1998年2月24日付、同年2月26日付、同年4月28日付。

110) 111) 『しんぶん赤旗』1998年2月25日付。

る等々とする意見を1998年4月21日に発表する<sup>112)</sup>。

大店立地法案にたいする米国やEUの反応であるが、新たな規制になる恐れがあるとの懸念がだされる。クリントン政権が、今後1年間の通商政策の基本方針を示す年次リポート（「米大統領の1998年の通商政策課題と1997年の年次報告」）を1998年3月2日に議会に提出したが、そのなかで新法は大規模店の規制の継続に使われる可能性が高いとの懸念が表明された。他方、同日外務省で開いた日本とEUとの規制緩和協議会の会合において日本側が大店立地法の考え方を説明したさいに、EU側は地方自治体レベルでの流通規制強化が生じないように要望した<sup>113)</sup>。また、その当時来日中のフィッシャー米通商代表部（USTR）次席代表は日本経済新聞の記者と会見した時に、大店法廃止によって地方自治体の規制が強くないよう進展状況を監視したいと述べた<sup>114)</sup>。

#### d 大店立地法案の国会審議

衆議院の商工・建設両委員会は1998年4月28日に、連合審査会を開催し、大店立地法案、中心市街地活性化法案、都市計画法改正法案の3法案の審議をおこなう。そして、同年5月7日に衆議院商工委員会において、大店立地法案と中心市街地活性化法案が共産党以外の各党の賛成で可決される。翌日の5月8日の衆議院本会議において、政府・与党が提出していた大店立地法案と中心市街地活性化法案、都市計画法改正法案の大店法廃止関連3法案が賛成多数（日本共産党のみの反対）で可決される。しかし、中小小売業者や地方自治体などの根強い反対や不安に配慮して、大店立地法と中心市街地活性化法の両法とも附帯決議がなされた<sup>115)</sup>。

---

112) 『日経流通新聞』1998年4月30日付。

113) 同上紙、1998年3月5日付。

114) 『日本経済新聞』1998年3月4日付。

115) 『日経流通新聞』1998年4月30日付、同年5月9日付、『しんぶん赤旗』1998年5月17日付。

大店法廃止関連3法案の衆議院の審議過程での政府・与党以外の各党の大店立地法案にたいする姿勢について、一瞥しておこう。まず、民主党であるが、大店法が中小小売商の衰退をもたらしたとの認識を示しながら、大店法廃止を政策転換と評価する。平和・改革も賛成し、自由党も環境が大きく変化したので、当法案には必然性があると一定の評価をあたえ、賛成する<sup>116)</sup>。社民党は大店法廃止論議で小売業者に不安や危機感が広がっているとしつつも、大店立地法はこの不安を一掃するものであるとして正当化し、賛成する。共産党は、大店法の廃止ではなく抜本的に改正強化すべきと主張する<sup>117)</sup>。

その後、大店法廃止関連3法案は参議院において5月11日より審議され、大店立地法と中心市街地活性化法は5月27日に本会議で日本共産党や新社会党らが反対<sup>118)</sup>するなか可決・成立し、6月3日に公布される。なお、5月26日の参議院経済・産業委員会において大店立地法案と中心市街地活性化法案が共産党をのぞく各会派の賛成により可決されたさいにも、大店立地法案と中心市街地活性化法案にたいする附帯決議がなされた。そのなかで、地域・街づくりに十分配慮して指針等を策定することが記されている。ともあれ、同国会で成立した改正都市計画法とあわせて、小売商業政策は中小小売商保護から街づくり重視、あるいは店舗面積や営業時間などの経済的規制から生活環境への影響に配慮した社会的規制に力点を置くものへと大きく方向転換する。

今後の焦点は、通産省が産業構造審議会と中小企業政策審議会の合同会議（13人の学識経験者で構成され、1998年11月10日から指針の策定作業を始め、商業団体や市民団体などからヒアリングした後、1999年1月から本

---

116) 1997年11月27日、かつての新進党の野田毅代議士は街づくりや都市計画のなかで大型店出店を審査する新法の制定を考えていると発言する（『日経流通新聞』1997年12月2日付）。

117) 『しんぶん赤旗』1998年5月17日付。

118) 同上紙、1998年5月27日付、同年6月2日付。

格的な検討をおこなう)での議論や独自の調査等を参考にして1999年6月を目途に策定中の環境対策の指針(ガイドライン)に移る。ガイドラインでは、大型店の売り場面積や交通量に応じた駐車・駐輪場の標準的な面積を示す見通しである。廃棄物についても、大型店の排出するごみの量やリサイクル目標を盛り込むものとみられる。実際の指針運用は、各自治体にゆだねられることになるので、後述のように出店規制が強化されることを懸念する声の一部から発せられている<sup>119)</sup>。

他方、日本商工会議所は1998年11月4日に、今回の指針は法律の運用全体を左右するものであるとの認識にたつて、「大規模小売店舗立地法の指針策定問題に関する要望」をだす。そのなかで、①指針策定の検討のための合同会議のメンバーが学識経験者だけで構成されているが、指針の内容が多方面に大きな影響をあたえるものだから、各地域・各界からの意見を十分に聴取せよ、②街づくり3法の整合性に留意した指針策定をおこなうべきである、③街づくりへの配慮等にかんする国会の附帯決議を十分尊重して指針策定にあたれ、といった趣旨の要望をおこなっている<sup>120)</sup>。

ちなみに、通産省は新法への移行措置として大店立地法の施行前に大店法で申請し、新法の施行(施行日は、2000年6月1日と1998年10月13日の閣議で決定される。そして、これを受けて上記のように通産省は、環境対策の目安となる指針策定に本格的に着手することになった)から8カ月以内に開店する大型店については、新法での審査が最短8カ月以内に結審することから大店法による審査を有効とし、重複審査をしない方針である。なお、すでに現行大店法下で出店ノーハウが蓄積されているので、この面からいわゆるかけこみ出店があるかも知れないと報じられている<sup>121)</sup>。

---

119) 『日経流通新聞』1998年5月28日付、同年11月12日付、同年12月1日付。

120) なお、同会議所はその後の同年12月1日に、合同会議にたいしてより詳細で立ち入った意見(「大規模小売店舗立地法の指針と運用等に関する意見」)を述べ、これをふまえた審議を要望する。

121) 『日経流通新聞』1998年3月14日付、同年8月1日付、同年10月15日付。

## (2) 大店立地法の評価と問題点

### a 各界からの評価

大店立地法では環境等に配慮しなければならないとはいえ、いっそう規制が緩くなった現行の大店法に比べても、大型店にたいする規制はさらに緩和されることになるのはまちがいない。まず、大店立地法関連3法とりわけ大店立地法にたいする各方面からの評価を紹介する。

田島義博合同会議議長（学習院大学教授）は、次のように大店立地法関連3法の成立を自画自賛され、同時に3法の守備範囲を明らかにされる。大店立地法は「産業構造審議会・中小企業政策審議会の合同会議が昨年12月に出した中間答申と、大枠で合致している。環境への負荷を軽減し、経済的規制から社会的規制にシフトさせた大店立地法は、都市計画になじませる形で大型店の出店を調整するもので、合同会議での声を反映している。大店立地法、ゾーニングの発想を取り入れた都市計画法の改正、中心市街地活性化法の『街づくり三法』で、新しい商業政策のあらまきはできた。仮に、大店法の廃止を示すことが出来ずに玉虫色で保守的な中間答申だったら、恐らく、国際的な非難を浴びただろう。大店立地法は後世から見ても恥ずかしくないものになったと思う。……モータリゼーションの進展で郊外型の商業施設が必要な半面、働く主婦の増加や高齢社会に対応するためには近隣型の商業機能も維持していかななくてはならない。この相反するニーズが同時に高まっている。大店立地法が郊外型商業の整備を受け持ち、一方で、活性化法が近隣型商業を支援する。その両方を都市計画体系の中で実現していくために、改正都市計画法がある。……新法の下で、大型店を閉め出す自治体も出てこよう。だが、大型店は積極的に街づくりに取り組もうとする自治体をリストアップし、出店していくべきだ<sup>122)</sup>。

大店立地法等の制定を実務的に推進した政府サイドの意味づけや今後の

---

122) 同上紙、1998年7月14日付。

ガイドラインづくり等について、岩田満泰通産省商務流通審議官は次のようにいわれる。大店立地法制定で「大きく3点が変わる。大型店出店に伴う審査内容を需給調整から周辺住環境への影響に、審査主体を国から自治体に、法の主目的を中小売りの保護から消費者利益に、それぞれ転換する。政策の見直しの過程で重点を置いたのは街づくりの視点だ。大店立地法の下で、自治体の独自判断で出店規制が強まる可能性はある。しかし、住環境保全の名目で需給調整が実施されれば、国として放置はできない。国と自治体の政策がかい離すれば、地方自治法の趣旨にも反する。指針の策定には今後、1年程度かける。大都市と地方、週末と平日、ピーク時と閑散時など様々な大型店の営業パターンを想定し、ガイドラインに反映させたい。ただ、騒音やにおいなどはある程度主観的な問題でもあり、大店法に比べれば地域の裁量は残らざるを得ない。環境基準を具体的な数字で示すにしても、幅を持たせることになるだろう」<sup>123)</sup>。

大規模小売商サイドの大店立地法関連3法の制定にたいする感想ないし評価をみよう。中内功日本チェーンストア協会会長(グイェー社長)は大店立地法の制定過程では積極的な発言をしなかったし、また日本チェーンストア協会も表立った行動を起こさなかった<sup>124)</sup>。だが、3法成立後に、中内氏は下記のように大店立地法の制定を基本的には歓迎したうえで、若干の懸念を示され注文をつけられる。「長年その廃止を訴えてきた大店法による経済規制が撤廃されることを確定した意味で感慨深いものがある。新法の運用主体は都道府県及び政令指定都市となるが、地方自治体がバラバラに運用する結果、大店法と同様に事実上の出店規制となる恐れがある。指針、その他の運用方法の策定過程において、ナショナルスタンダードとしての立案、手続きの透明性、公平性の確保を求めている」<sup>125)</sup>。中内氏は、その後さらに運用指針等に立ち入って「大型店だけに対策を求めるような

---

123) 同上紙, 1998年6月16日付。

124) 同上紙, 1998年7月7日付。

125) 同上紙, 1998年5月28日付。

かたちになると心配だ。交通渋滞、駐車・駐輪、騒音などは、道路など社会的基盤と関連するもので、大型店サイドだけが責任を負うものではないからだ。気掛かりなのは、社会的規制の名のもとで住民エゴが出ることだ。……指針は厳密な数値を定めるものでなく、一定の幅を持たせたものになると聞いている。そうだと、かえて対応の仕方が難しくなる。その意味でいくと、現行の大店法のほうがいい仕組みとすることになる。大型店の経営者ならみんなそう思っているだろう」<sup>126)</sup>。

岡田卓也ジャスコ会長は大店立地法の名称にかみつき、すでに懸念や注目を表明されている。「まず、法律の名称が気に入らない。『大型店って何だ』と聞き返したい。大型店は悪者なのか。だから大型店を規制しておこうというわけか。大型店が果たしてきた役割をきちっと評価すべきだ。大型店だ、中小店だというのは大店法の域を脱していない。『商業立地法』なら一応、理解できる。商業施設がロードサイドに乱開発されることの弊害や、地域商業の中で商業集積のあり方をどう考えたらいいか、という新しい視点を取り入れるべきだ。もう1つは、大型店出店に関して環境の悪化やゴミ問題などが提起されているが、小さな店が寄り合っても、あるいは商店街からも、廃棄物はある。それでも大型店から出るゴミだけが悪なのか。そうしたことは地域社会が一緒になって考え、解決する問題で、大型店たたきのは的外れだ」<sup>127)</sup>。

---

126) 同上紙、1998年7月7日付。学界のなかからも、同種の懸念が指摘されている。大店立地法によって「大型店のみが規制の対象とされるのは、不公平である。……最大の問題は社会的規制が経済的規制の手段に用いられないかということである。社会的規制は本来は『競争中立的』でなければならないが、経済的規制の代替物にされるおそれなしとしない」（清成忠男、前掲論文、16ページ）。「新法の対象を一定規模以上の小売施設に限定するという考え方にも疑問が生じる。……一定規模以上の小売施設以外にも——中小規模の小売施設を含めるべきというだけでなく、小売施設以外のサービス業などの用途も含めて——規制すべき対象はありえよう」（渡辺達朗、前掲論文、8ページ）。三浦功「大店法廃止と流通」【RIRI 流通産業】1989年4月号、39ページ、樋口兼次、前掲論文、25ページ、西岡俊哲、前掲論文、38ページでも同様のことが記されている。

127) 『日本経済新聞』1997年12月21日付。

荒井伸也サミット社長は次のように述べられる。「大店法は法律の趣旨通りに運用されていない面も多く、大店法の廃止は歓迎だ。しかし、大店立地法が環境などの面で建前通りに運用される保証はない。社会的規制の名の下で経済的規制が行われ、事実上の出店規制になることを懸念している。……環境、ごみ、騒音問題は大型店のみの問題ではない。……環境対策で店舗面積を削減しろ、閉店時刻を早めろ、と指摘されることは形を変えた経済規制だ。……また、規制の対象を千平方メートル超としているが、規制のがれの千平方メートル以下スレスレの店の出店が容易に予想される」<sup>128)</sup>。それだけではない。大店立地法の問題点であるが、「総合スーパー、食品スーパー、百貨店、ディスカウントストアなど業態によって出店戦略は大きく異なる。……業態が違うのに、同じ法律で一律に出店調整するのは矛盾しており、残念だ」<sup>129)</sup>。大店立地法の食品スーパーへの影響について「一番心配していることは、環境問題のために中心市街地への出店がしづらくなることだ。……大店立地法が出来たことによってさらに中心市街地への出店を見合わせることにすれば、空洞化に拍車がかかる恐れがある」<sup>130)</sup>。しかも、「東京の都心部のように大型店の出店のない地域では、従来型の商店が独占的地位を得る。独占的な小売業は単価を高くしたり、販売単位を多くする傾向がある。……つまり、大店立地法で出店がしづらくなると、いろいろな地域で独占利潤を生む小売業が出てくることになる」<sup>131)</sup>。

大店立地法等についてのアメリカ側の評価であるが、若干の懸念や疑問を示しつつも、アメリカの要求が反映されているとして高く評価する。しかし、ガイドラインなどへの注文も忘れない。L・グリーンウッド米国大使館経済担当公使いわく。「米国の規制緩和の要求が通った形で、基本的に歓迎したい。……ただ、審査主体が国から地方自治体に移り、周辺環境への影響を名目に規制が強まる懸念は残る。大型店の出店に特化した法律が

---

128) 129) 130) 131) 『日経流通新聞』1998年8月11日付。



必要なのかも疑問だ。透明度の高い法律が施行されても、運用基準が曖昧では意味がない。通産省が策定する環境対策の指針（ガイドライン）の内容に注目している。具体的に数値基準を盛り込み、客観審査ができるようにしてはどうか。……自治体が規制強化の動きを見せた場合、監督省庁は本来の法目的を遵守させる責任がある」<sup>132)</sup>。

他方、中小小売商側は大店法の廃止、大店立地法の制定にたいして反対ないし懸念を表明する。たとえば、小林唱富全国商店街振興組合連合会専務理事は下記のようにいわれる。大店法が廃止されれば、「大型店の乱立的出店がつづき、地域社会の倒壊につながる」<sup>133)</sup>。しかし、中小小売商サイドでは総じていえば、大店法を維持できなかった敗北感からか、あるいは環境等への配慮という目的の半ばをはたした安堵感からか、大店法廃止反対を強く主張した一時期のような反応はみられない。

#### b 大店立地法の問題点

さて、上でみたように各界から多様な評価がなされた大店立地法は、下記のような問題点をもっている。主として、学界サイドでだされたものなどを参考にしながら、まとめてみる。

第1に、石原氏が指摘されるように、「大店法が廃止されたからといって、一切の出店調整や規制がなくなるものではない。都市計画体系の整備による出店可能地域の明確化といい、ゴミ問題や交通問題に関する協議といい、その結果として、あるいは店舗面積が削減されるべきだといった事態が発生しないという保証はない。はじめから意図するわけではなくても、結果としてそのような参入規制が行えないのであれば、計画的なまちづくりなどできるはずもない」<sup>134)</sup>のは、一面ではそのとおりだし<sup>135)</sup>、また交通

---

132) 同上紙，1998年6月9日付。

133) 小林唱富全国商店街振興組合連合会専務理事「ゆとりと安らぎある商店街を」『しんぶん赤旗』1997年10月11日付。

134) 石原武政「大店法時代の終焉」15ページ。

問題やごみ問題等の審査および地方自治体への権限委譲が規制強化ないし出店コスト増につながらないかといった懸念<sup>136)</sup>が、大型店側からしばしば述べられるが、部分的に運用いかんで、そのような事態も起こりうることもたしかだろう<sup>137)</sup>。大店立地法では環境問題そのものや前提としての街づくりに一定配慮しなければならないので、この面では新たに規制がかかったとあっていいが、しかし規制緩和が進んだ現行大店法と比してもその調整には手間取らず、よりいっそう出店しやすくなるものと思われる。すなわち、大店法が廃止されれば、法制度的には大型店の出店が一般にいっそう容易となり<sup>138)</sup>、とりわけ郊外での出店が促進されるから、新法は「大規模小売資本の恣意的裁量権を最大限に拡大し、立地を自由にしようとするものである」<sup>139)</sup>のはまちがいない。その結果、中小小売商の経営難や商店街の空洞化が進み、ある面では地域社会の衰退が深まることになるのは明白

---

135) しかしながら、建設省幹部の発言にもあるように、都市計画法の改正によって「廃止される大店法の機能している中身を完全に代替するのは難しい」（『しんぶん赤旗』1998年2月12日付）点に注意しなければならない。

136) 『日経流通新聞』1997年12月27日付。たとえば、鈴木敏文イトーヨーカ堂社長の言に代表されるような懸念がだされている。「懸念しているのは環境問題を盾に、実際には地域エゴみみたいなものが今以上に働き、逆に出店規制の強化につながるのではないか、ということです。きちっとした基準、ルールづくりが求められます」（同上紙、1998年1月1日付）。

137) 合同会議議長の田島氏も、この可能性を認められている。「確かに、自治体によっては立地法を大店法のように運用する危険がないとは言えない」（田島義博「規制緩和—これからの流通構造—」『流通情報』第351号、1998年9月、4ページ）。

138) 田島氏ですら、規制緩和を「大企業の中にはそれこそシェア拡大のチャンスと考えるとところもあろう」（田島義博、同上論文、6ページ）と書かれ、この可能性を否定されない。

139) 岩下弘、前掲論文、11ページ。ちなみに、大店法が廃止されれば、法制度の面では大型店の出店はいっそう容易になろうが、しかし実際の出店は景気動向や地域での店舗の集積度、商業企業の店舗投資意欲などによって規定されるので、昨今のような景気停滞が続けば、新法施行後に出店急増が生じるとは予想しづらい。なお、1998年度上半期の大型店（第1種と第2種）の出店申請は急減していると報じられている（『日経流通新聞』1998年12月8日付）。

であろう<sup>140)</sup>。というのは、既述のごとく岡田卓也ジャスコ会長が合同会議の中間答申がでた直後のコメントにおいて語っているように、とりわけ郊外に出店している大型店にとり、駐車場対策、騒音やごみや悪臭対策はかなりの程度クリアしている問題だからである<sup>141)</sup>。実際、大店立地法施行をにらんでスーパー各社は、円滑な出店を続けるために立地調査や開発組織を拡充したり、社内に環境対策の専門組織を設置したりして体制づくりを急ぐ構えをみせている<sup>142)</sup>。それにとどまらず、環境や街づくりに配慮して出店するノウハウの蓄積のある外国の大規模小売商にとり、大店立地法は日本進出を促進することにもなろう<sup>143)</sup>。したがって、中小小売業者からの強い反対等もあり、大店立地法の目的のなかに書き込まれた「小売業の健全な発展」等を十全には図れなくなろう。かりに、小売業の健全な発展等といっても生活環境保持の範囲内でのことにかぎられよう<sup>144)</sup>。たとえば、大型店（第1種と第2種）の売り場面積は1991年～1995年にかけて全国で34.4%も増え、小売業全体の売り場面積に占めるその割合は47.5%にも達

---

140) 前田重朗，前掲論文，7ページ。付言すれば，経済企画庁は規制緩和の経済効果を試算し，全体としてはプラス効果があったが，大店法緩和にかんしては中小商店や商店街を衰退させ，マイナスだったとしている（『全商連の流通ビジョン』9ページ）。今後，そのマイナス効果が一段と大きくなろう。

141) 三船義行，前掲論文，29ページ，『しんぶん赤旗』1998年5月11日付。ちなみに，店舗面積1000平方メートル超の大型店の環境対策にかんする通産省の調査結果をみても，かなりの程度進んでいることが分かる（『日経流通新聞』1998年12月1日付）。

142) 『日本経済新聞』1998年6月1日付。それだけではない。「大店法が廃止されれば，郊外を中心に大型店の出店が加速するのは必至で，営業時間の延長は避けられない。一方，競争激化の中で，店舗の運営コストを抑えるため，人件費圧縮が迫られる。シニア層の活用はこうした二つの課題に対応した人材活用といえ，さらに広がりそうだ」（同上紙，1998年1月24日付）。

143) 同上紙，1998年3月30日付。

144) 『しんぶん赤旗』1998年2月25日付。

145) 『赤旗』1996年10月10日付。1997年の第1種と第2種の大型店の売り場面積の小売業総売り場面積に占める割合は，実に52.3%にも達している。ちなみに，同シェ

したが<sup>145)</sup>、したがってまた今後さらにその割合が高まることになろう。

第 2 に、「立地法という名称にもかかわらず、立地に関する規定が全くないという奇妙さ」<sup>146)</sup>をもつ大店立地法自体を内在的に検討しても、1 つめは審査期間が 1 年では十分な調整ができないことが予想される<sup>147)</sup>。2 つめは、基準面積を大店法と異なり政令事項としていることは国会軽視あるいは国民軽視であり、中央政府の裁量の余地を大きくし、行政権を強めるものでもある。3 つめは、大型店出店にともなう周辺地域の生活環境の保持は、原則として市町村がはたすべき役割であるから、大型店設置者の届出先を都道府県や政令指定都市にしていることは地方自治を軽んじるものである<sup>148)</sup>。大店立地法の原案では、出店調整の主体を市町村にしていたが、審査能力にたいする懸念から最終的には、都道府県と政令指定都市に落ち着いたといわれているが<sup>149)</sup>、無用の懸念といっていい。地方自治を尊重し地方分権を推進するといのであれば、基礎的な自治体としての市町村の自治能力をなによりも信頼することが大切だからである。それにくわえ、地方自治体が環境などを理由に出店規制を強めるのではなからうかといった心配に配慮して、「その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施

---

アは1982年には29.6%であった（三船義行，前掲論文，32ページ）。また、大型店の売上高シェアは1982年は34.1%であったが、1994年には37.1%になる。なお、従業者50人以上の小売商の販売額シェアは、1972年には31.2%、1982年には41.4%、1994年には56.7%と傾向的に高まっている。資本金1000万円以上の小売商の販売額シェアは、1972年には30.6%、1982年には45.4%、1994年には64.2%と、これまた傾向的に高まっている（鈴木安昭，前掲論文，8ページ）。他方、日本リテイリングセンターの「ビッグストア基本統計」によれば、年商50億円以上の大手小売業の売上高の小売業総売上高に占める割合は、1990年の36.1%から1996年には44.2%に達した（『しんぶん赤旗』1997年8月27日付）。今後、これらの割合が高まろう。

146) 前田重朗，前掲論文，9ページ。

147) 『生協のなかま』1998年2月1日付。

148) 前田重朗，前掲論文，10ページ，樋口兼次，前掲論文，22—23ページ，田中哲，前掲論文，166ページ，三船義行，前掲論文，28ページ。

149) 『日本経済新聞』1998年2月27日付。

策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」といった意味のよく分からない規定をし、要するに経済的規制ができないように縛ったうえで、さらに念をいれて通産省によるガイドライン策定を明記している<sup>150)</sup>。主として大規模小売商に配慮したと思われる、この国が定めるガイドラインにしたがうように義務づけることは、地域の独自性を否定し、地方自治・地方分権に反することである<sup>151)</sup>。しかも、国が運用のガイドラインを策定し、地域間の運用のばらつきを可能なかぎり小さくしようとする事そのものにも難点がある。けだし、地域間には特性に相違があり、しかも地域の自立性を尊重すれば、運用にちがいがでるのは当然だからである。石原氏は、このような事情を次のように記している。「自治体が独自に計画をつくればつくるほど、自治体間の個性が表にあらわれ、判断が異なることになるのは避けられない。具体的にいえば、新たに制定される立地法に基づいて協議の対象となる事項やそれぞれについて満たされなければならない要件が、自治体によって異なるのはむしろ当然である。この当たり前のこともまた、事前に当たり前のこととして確認しておく必要があるように思われる」<sup>152)</sup>。4つめは、大店立地法では勧告等をおこなうことができるが、「それが守られない時に命令権など拘束力が無い」<sup>153)</sup>。5つめは、大店立地法の実際の運用にあたって、そもそも「何が経済的規制で何が社会的規制であるかを識別することは容易ではないし、また両者はそれほど明確に分離できるものでもない。実際、土地利用や環境問題の視点からのいわゆる社会的規制が売り場面積や閉店時刻の繰り下げをとることは、全面的に否定するこ

---

150) 『日経流通新聞』1997年12月27日付。

151) 岩下弘，前掲論文，13—14ページ，『しんぶん赤旗』1998年2月25日付。

152) 石原武政「大店法時代の終焉」15ページ。

153) 三浦功，前掲論文，39ページ。八幡一秀，前掲論文，67ページ，岩下弘，前掲論文，15ページ，樋口兼次，前掲論文，25ページ，本間重紀，前掲書，66ページ，田中哲，前掲論文，166ページも参照願いたい。

とはできないだろう……社会的規制が経済的規制をともなってはじめて実効性をもつ場合がありうるということをあらかじめ確認しておくこともまた重要である」<sup>154)</sup>。6つめは、法施行後の状況変化に対応しうるようにフォローアップ体制を考えておく必要があるが、この点が不明確である<sup>155)</sup>。

### (3) 欧米の今日の小売商規制の概要

欧米の今日の小売商規制はおおむねわが国と異なり、規制強化の傾向にあるといえよう。「実際、合同会議で新法の趣旨を固める際に参考にされたアメリカやヨーロッパ(とりわけイギリスや、ドイツ)の制度——それらの国々では現在基本的に小売施設開発に対する規制は強化の方向にある」<sup>156)</sup>のである。そこで、参考までに最近の欧米の小売商規制について、ごく大まかに紹介しておく。

まず、大店立地法等の主たるモデルとされたアメリカでは、区域ごとに土地や建物の用途をきびしく規制するゾーニング制度が存在する。「一般

154) 石原武政「ポスト大店法時代の出店調整」8—9ページ。ほぼ同趣旨のことを角谷登志雄、矢作弘、前田重朗、本間重紀の諸氏も述べられている。社会的規制の場合も「経済・産業に全く無関係なものはほとんど存在しないのが現実であるから、両者の区別は恣意的なものとな」(角谷登志雄『大競争時代の流通・消費と経営』青山社、1997年3月、184ページ)る。「大店法に代わる新法が社会的規制か、経済的規制かの議論は無意味だ。地元自治体が交通混雑・排ガスを理由に立地法で大型店の駐車台数を制限すれば社会的規制だが、当然集客力が減ることになるから経済的規制でもある」(矢作弘「中心街区に開発を誘導」『日本経済新聞』1998年5月22日付)。「大規模店の出店規制に関しては、『経済的規制』が『社会的規制』と分離できない」(前田重朗、前掲論文、10ページ)。「社会的規制は、前提としての経済的規制を欠いては効果をもたない」(本間重紀、前掲書、67ページ)。なお、渡辺達朗「大店立地法における出店審査のあり方」22ページもみられたい。

155) 岩下弘、前掲論文、15ページ。岩下氏は、さらに「設置段階でクリアすればその後は放置されたままになる危険」(同上)性を指摘されている。

156) 渡辺達朗「大型店政策の転換と街づくり問題」6ページ。なお、今日までの欧米の小売商規制政策の展開については、保田芳昭編『日本と欧米の流通政策』大月書店、1995年6月を参照願いたい。

に、アメリカでは、連邦政府レベルで大規模小売業の開発や進出を直接規制する政策や法律は存在しない。しかし、競争維持政策などの他の政策の枠組みで、小売業への規制がおこなわれる場合がある。とりわけ、大規模小売商業施設の開発や立地にかんする規制としては、ゾーニング制度にもとづいておこなわれる。本来、ゾーニング制度は、用途地区制にもとづく土地利用規制の制度であり、土地の適切な利用を目的としたものである。それゆえ、大規模小売業と中小小売業との競争を規制・制限することを意図した制度ではない。しかし、地域の実情によっては、何らかの形で『公共の利益』との関連が立証され、結果として大規模小売業と中小小売業との競争を抑制したり、調整したりする流通政策的色彩を色濃くもち、規制的作用をはたす場合がある。さらに、アメリカのゾーニング制度は授權法にもとづいて、各地の地方政府レベル（カウンティ、市、州政府など）で規制がおこなわれており、制度としての多様性を有している<sup>157)</sup>。

フランスでは、都市中心部や農村部の小売店の衰退がいつそう進行するなか、ロワイエ法が1996年6月に再改正され、小売商の規制対象面積がそれまでの1500平方メートル（人口4万人以上の地域）ないし1000平方メートル（人口4万人未満の地域）から300平方メートルに引き下げられる。しかも、6000平方メートル以上の大型店については、中小小売業や雇用や環境などへの影響の事前調査が国の商業施設委員会に義務づけられている。ともあれ、施行後20年近く大きな制度的変更もなく厳しく運用されてきたロワイエ法は、1980年代後半から急激に緩和されたが、しかしその後1990年代にはいり、ロワイエ法は規制強化の方向へ大きく動きだした<sup>158)</sup>。

イタリアでは、1971年制定の商業基本法にもとづく商業者登録制や出店

---

157) 富山忠、前掲論文、75ページ。なお、渡辺達朗「大店立地法における出店審査のあり方」22-24ページもみられたい。

158) 1990年のロワイエ法の改正とその後の規制強化、ロワイエ法の再改正（ラファラン法）やその経緯等については、佐々木保幸「90年代フランスにおける流通規制強化」『大阪商業大学論集』第110号、1998年1月を参照されたい。

許可制がある。大型店の出店には県だけではなく州の許可も必要である。1998年3月13日に商業改革法（工業相の名をとってベルサーニ法とよばれる）が成立し、1999年4月から施行される。改革法のポイントは、次のようなものである。これまですべての店舗の開店は許可制で、免許を取得しなければならなかったが、今後は売り場面積の大きさによって許可制か届出制に分かれる。150平方メートル未満（人口1万人未満の自治体）ないし250平方メートル未満（人口1万人以上の自治体）の店舗については、開店や店舗の移動は今後も市町村に届出る。150平方メートル以上1500平方メートル未満（人口1万人未満の自治体）ないし250平方メートル以上2500平方メートル未満（人口1万人以上の自治体）の店舗については、市町村の許可と免許が必要であり、州の計画の下で可否が判断される。1500平方メートル以上（人口1万人未満の自治体）ないし2500平方メートル以上（人口1万人以上の自治体）の店舗についても市町村当局の許可と免許があるが、州と県、自治体の代表および労働組合、商店会、消費者の代表からなるサービス会議に諮られ、多数決で認可の可否が決定される。また、施行後2年間に廃業する店舗の持ち主には補償金が支給される。なお、開店時間の緩和、廉売の規制なども盛り込まれている<sup>159)</sup>。

ドイツでは、歴史ある街並み保存、環境保護の観点から街づくりを重視し、連邦建設法（1960年制定）にもとづく建築許可制度によって、大型商業施設は都心でも郊外でも、建設が許可される区域が定められている。床面積1200平方メートル以上の建物は、都市計画で指定された特別地域（原則として都市の中心部または特別の指定地域）にのみ立地が許可される。しかも、その運用は厳しくおこなわれている<sup>160)</sup>。

イギリスでは、小売商の出店は都市・田園（農村）計画法で規制されて

---

159) 『しんぶん赤旗』1998年6月6日付、同年6月7日付。

160) この結果、1985年～1993年のあいだに中小小売商が1万9千店増加する。ちなみに、日本では1985年～1994年に18万店減少する（同上紙、1998年5月2日付、吉井英勝「大型店の進出規制は世界の流れ」『前衛』1998年5月号、60—61ページ）。



いるが、1980年代までは郊外の都市開発が自由化されたため、中心市街地が衰退したので、環境保護の観点から1990年代（1990年に都市計画法の改正）に法律と通達で3回の規制強化がなされる。近年、とくにショッピングセンターなど大型店を厳しく規制している<sup>161)</sup>。

ベルギーの商業施設設置法では、中小小売業への配慮規定など経済的規制による大型店の出店許可制が採用されている。指定地域以外では、400平方メートル以上の施設の建設・拡張・転用については許可が必要である<sup>162)</sup>。

## 5 むすび

以上において、大店立地法は主要には大規模小売商の活動にプラスの効果をもたらすけれども、中小小売商の営業のみならず地域社会の維持・振興や住民の生活にとって、プラスの方向で作用する可能性はあまり期待できないことが解明されたものと思われる。そこで、今後中小小売商が住民と連携して活動するかたちの1つとして、当面大店立地法の施行までのあいだ、新法を施行させず廃止し、現行の大店法を改正強化する方向で運動することが考えられよう<sup>163)</sup>。

---

161) 前田重朗「これからの流通政策を考える」『生活協同組合研究』1998年3月号、68—69ページ、吉井英勝、同上論文、59—60ページ、伊藤公一「流通行政の転換」『商工金融』1998年6月号、1—2ページ、渡辺達朗「大店立地法における出店審査のあり方」24—25ページ。

162) 吉井英勝、同上論文、59ページ。

163) 『しんぶん赤旗』1998年6月2日付。